

## 静岡県立大学短期大学部駐輪場利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の駐輪場の秩序ある利用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる車両)

第2条 駐輪場を利用できる車両は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）とする。

(利用できる者の範囲)

第3条 駐輪場を利用できる者は、本学の教職員、学生及び委託業者等（以下「大学関係者」という。）並びに本学に公用、商用又は行事等のために来学した者（以下「来学者」という。）に限るものとする。

(申請)

第4条 大学関係者が、駐輪場を利用しようとするときは、駐輪場利用申請書（様式第1号）を事務部長に提出しなければならない。

(駐輪許可証の交付)

第5条 事務部長は、駐輪場利用申請書の提出を受けたときは、内容を審査した上で、駐輪許可証（様式第2号）を交付するものとする。

(駐輪許可証の取扱い)

第6条 駐輪許可証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、自転車等の識別しやすい部分に駐輪許可証を貼付しなければならない。

2 利用者は、駐輪許可証を紛失、破損又は汚損した場合は、速やかに、事務部長に届け出なければならない。

3 利用者は、卒業又は退職等により駐輪許可証が不要となった場合は、遅滞なく、駐輪許可証を事務部長に返却しなければならない。

(不要自転車の放置禁止)

第7条 利用者は、卒業又は退職等により不要となった自転車等を学内に放置してはならない。

(駐輪場の利用)

第8条 利用者及び来学者は、駐輪場以外の場所に自転車等を駐輪してはならない。

(安全運行)

第9条 利用者及び来学者は、学内を自転車等で通行するに当たっては、歩行者を優先するとともに、安全運転に特段の注意を払わなければならない。

(不法利用に対する措置)

第10条 事務部長は、この要綱に違反して駐輪場を利用した場合は、駐輪許可証の交付の取り消し及び自転車等の撤去等必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償等)

第11条 利用者及び来学者は、駐輪場の施設等を破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 駐輪場に駐車する自転車等の損害若しくは滅失又は駐輪場内で発生した一切の事故については、その賠償の責めを負わない。

(事務)

第12条 駐輪場の利用に関する事務は、学生については学生部学生室、その他の利用者については事務部総務室において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、駐輪場の利用に関して必要な事項は、事務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。